とくていひぇいりかつどうほうじん ていかん 特定非営利活動法人 りーぱ 定款

だいちしょう そうそく ほうじん **第一章 総則(この法人について)**

ほうじん なまえ (**法人の名前**)

だい じょう ほうじん なまえ とくていひ えいりかつどうほうじん 第1条 この法人の名前は、特定非営利活動法人 りーぱ といいます。

(法人の事務所)

たい にょう ほうじん じむじょ あいちけんな ごゃしてんぱくくいぐちにちょうめ ばんち 第2条 法人の事務所は、愛知県名古屋市天白区井口二丁目701番地サンスカイマンション105号にお きます。

だいにしょう もくてき じぎょう なん なに 第二章 目的および事業(何のために、何をするか)

ほうじん もくてき (**法人の目的**)

「地域の中で楽しく働き、安心して暮らしていきたい」という、ひとりひとりの「想い」や「個性(その人らし たいせつ たが たす ちぃきしゃかい ひと いっしょ つく もくてき さ)」を大切にし、お互いに助けあえる地域社会を、いろいろな人たちと一緒に作っていくことを目的にし

とくていひぇいりかつどう しゅるい (特定非営利活動の種類)

「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」をします。

(法人の事業)

だい じょう ほうじん だい じょう もくてき たっせい つぎ じぎょう 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業をします。

- (1) 特定非営利活動に係る事業(お金もうけを目的としない本来の活動)
 - しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しぇん ほうりつ もと しょうがいふくし 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サー ビス事業
 - ② 誰もが主体的に働ける仕事の場を創って運営する事業
 - ③ 地域のいろいろな人が知り合うきっかけを作る事業

だいさんしょう かいいん ほうじん かつどう きんか ひと 第三章 会員(法人の活動に参加する人たちについて)

(会員の種類)

- だい じょう ほうじん かいいん つぎ とお せいかいいん ほう さだ しゃいん 第6条 この法人の会員は、次の2通りあります。なお、正会員をもつて、法に定められている社員としま す。
 - はいかいいん ほうじん もくてき さんせい ほうじん かっとう せっきょくてき さんか にゅうかい (1) 正会員 この法人の目的に賛成して、この法人の活動に積極的に参加するために入会した 個人や団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛成して、お金などをだして活動を応援するために入会した個人
- 2 正会員ができて、賛助会員ができないことなどは、別のところに書いてあります。

(会員になる方法)

- 第7条 この法人の目的に賛成して、会員になりたい人は、いつでも、誰でも会員になれます。

なお、理事長が、その人の入会を認めないときは、できるだけ早く、入会を認めないということと、その なお、理事をが、その人の入会を認めないときは、できるだけ早く、入会を認めないということと、その など、ひまりゅう。 認めない理由をわかりやすく紙に書いて、本人にそのことを伝えなければなりません。

3 会員になるときは、第6条に書いてある会員の種類(正会員または賛助会員)のうち、どちらの会員になるのか決めます。

^{ねんかいひ} (**年会費**)

だい じょう かいいん まいとし ねんかいひ はら 第8条 会員は毎年、年会費を払わなければいけません。年会費の額は、理事会が提案して、総会で決 めます。

(会員が辞めるとき)

たいかいもうにありた。 なまぇ か ほうじん りじちょう や 第9条 会員を辞めたいときは、いつでも、退会申込書に名前などを書いて法人の理事長にだせば、辞めることができます。

(会員が会員でなくなるとき)

- だい じょう かいいん つぎ 第10条 会員が次のどれかに当てはまるときは、会員でなくなります。
 - (1) 第9条にある退会申込書を出したとき。
 - (2) 本人が死亡したとき、また、団体のときはその団体が解散したとき。
 - (3) 会費を2年以上払わなかった会員について、理事会がその会員を辞めることにすると決めたとき。
 - (4) 第11条に書いてある理由で、法人の理事長から、会員を辞めるように言われたとき。

(会員を辞めさせられるとき)

- 第11条 会員が次に当てはまるときは、その人について会員を辞めさせるかどうかを総会で話し合い、決めます。そのときは、決める前に、その会員の話を聞かなければいけません。
 - (1) この定款を守らなかったとき。
 - (2) この法人の評判をひどく落とすようなことをしたり、法人の目的に合わないことをしたとき。

(法人に払ったお金や品物)

だい じょう いちどほうじん はら かいひ きょ かね しなもの りゅう 第12条 一度法人に払った会費や、寄付したお金・品物は、どういう理由があっても返しません。

第四章 役員および職員

(役員)

- 紫) にょう この法人には、次の役員をおきます。
 - (1) 理事 6人以上10人まで
 - (2) 監事 1人以上2人まで
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人までを副理事長とします。

(役員の選び方)

- だい じょう やくいん りじ かんじ そうかい せいかいいん なか えら 第14条 役員(理事と監事)は、総会で、正会員の中から選びます。
- 2 賛助会員は、役員になれません。

- 3 役員には、配偶者及び3親等以内の親族を、一人だけ加えることができます。
- 4 監事は、この法人の理事や職員になれません。
- 5 理事は、理事の中から理事長と副理事長を相談して選びます。

(**役員の仕事**)

- だい じょう りじちょう ほうじん だいひょうしゃ ほうじん かっどう 第15条 理事長は、この法人の代表者となって、法人の活動をとりまとめます。
- 2 副理事長は、理事長の仕事の手伝いをします。また、理事長がその活動ができなくなったときは、理事 長があらかじめ決めた順番で、理事長の仕事の代わりをします。
- 3 理事は、理事会のメンバーになります。また、この定款に書いてあることや理事会で決まったことにしたがって、この法人の活動をすすめます。
- 4 監事は、次の仕事をします。
 - (1)「理事の仕事についての監査」 理事の仕事が間違っていないか、または、法律やこの定款に違

 「なするようなことなどをしていないかを調べ、確認します。
 - (2)「法人の財産についての監査」この法人の財産の状況を調べ、確認します。
 - (3)「理事の仕事についての監査」「法人の財産についての監査」をした結果、もし、間違っていることをしていることを見つけたり、法律などに違反することで重大なことを見つけたりしたときには、総会で会員に報告するか、愛知県知事に報告します。
 - (4) 監査の報告をするために必要があるときは、総会を開きます。
 - (5)「聖事の仕事についての監査」「法人の財産についての監査」について、理事に意見をいったり、 必要があるときは理事会を開くように求めます。

(役員が役員である期間)

- 第16条 役員は、選ばれてから2年間、その仕事をします。2年間経って、また役員に選ばれてもかまいません。
- 2 途中から役員になった人は、前の人または今の役員が役員をすることになっていた日まで、役員をします。
- 3 役員は第16条の1項と2項の規定に関係なく、次の役員が決まっていない場合は、役員をすることになっていた最後の日を越えた次の総員が終わるまで、役員をすることができます。(後任の役員が選任されていない場合の役員任期の仲長)

(役員が足りなくなったとき)

第17条 理事または監事のうち、それぞれの3分の1を超える人が理事または監事でなくなったときには そのままにせず、すぐに新しい役員を選ばなくてはいけません。

(役員を辞めさせるとき)

- 第18条 役員が次に当てはまるときは、その人について役員を辞めさせるかどうかを総会で話し合い、決めます。そのときは、決める前に、その役員の話を聞かなければいけません。
 - (1) 童い病気になって、役員としての仕事ができなくなったとき。
 - (2) 悪いことをしたときや、役員としてするべきことをしないとき。

(役員の報酬)

- 第19条 役員のうち、その3分の1(例:6人だったら2人まで)の役員は、理事会の決定により、報酬をもらうことができます。
- 2 役員は全員、この法人の活動のためにかかった交通費などのお金(実費)はもらうことができます。

しょくいん (職員)

だい じょう ほうじん じ む じぎょう ひっょう ひと しょいん やと 第20条 この法人の事務・事業に必要な人を職員として雇うことができます。

- 2 職員は、理事長が誰を雇うか決めることができます。辞めさせることもできます。
- 3 職員には、給料を払うことができます。給料の額などは、理事会で決めます。

第五章 総会について

(総会の種類)

だい じょう そうかい つうじょうそうかい りんじょうかい しゅるい 第21条 総会は、通常総会と臨時総会の2種類があります。

(総会に参加する人)

だい じょう そうかい せいかいいんぜんいん さんか ほうじん いちばんたいせつ はな あ 第22条 総会は、正会員全員が参加する、この法人で一番大切な話し合いです。

2 賛助会員など正会員でない人も、総会に参加して意見を言うことはできますが、賛成か反対かを決めることはできません。

(総会で決めること)

だい じょう つぎ 第23条 次のことについて決めるときは総会での話し合いによって決めます。

- (1) 定款を変えること。(定款の変更)
- (2) この法人を解散すること。
- (3)他の法人と一緒になること。(合併)
- (4) 法人が何をするかという計画や法人で使うお金の予定についてのこと。(事業計画及び収支 予算)
- (5) 前の年度の活動とお金の計算についての報告と確認をすること。(事業報告及び収支決算)
- (6) 役員を選ぶことや辞めさせること。(役員の選任または解任)
- (7) その他、この法人を動かしていくのに、とても大切なこと。

^{そうかい}かいさい (総会の開催)

だい じょう そうかい せいかいいんぜんいん 第24条 総会は、正会員全員のうち、半分以上の人が出席しないと、開くことができません。

- 2 通常総会は、1年に1回開きます。
- 3 臨時総会は、次のどれかのときに開きます。
 - (1) 理事会が、開くことを求めたとき。
 - (2) 正会員のうち5分の1以上の人が、紙に書いて、臨時総会を開くよう求めたとき。
 - (3) 監事が総会を開くよう求めたとき。(第15条第4項第4号の規定による)

(総会の開催の案内)

だい じょう そうかい かいさい あんない りじちょう だ かんじ そうかい ひら ばあい べっ 第25条 総会の開催の案内は、理事長が出します。ただし、監事が総会を開く場合は別です。

- 2 正会員のうち5分の1以上の人から総会を開くように求められたら、理事長は、必ず30日以内に総会 を開かなくてはいけません。
- 3 総会の開催の案内には、いつどこで聞くかということ、なにを話し合いたいかということと、なにを決めたいかということを書いて、遅くても、1週間前には会員に届くように案内しないといけません。

(総会の議長)

だい じょう そうかい ぎちょう りじちょう りじちょう えら ひと 第26条 総会の議長は、理事長か、または理事長が選んだ人がすることにします。

(総会での決め方)

だい じょう そうかい なに き しゅっせき せいかいいん はんぶん こ ひと さんせい ほう いけん き 第27条 総会で何かを決めるときは、出席した正会員のうち、半分を超える人が賛成した方の意見に決

まります。賛成と反対が同じ数の時は、もう一度話し合ったあとに決め直しますが、どうしても決まらなければ、議長が決めた方にします。

(そのほか総会のこと)

だい じょう そうかい なに ま せいかいしん だれ びょうどう ぁっか 第28条 総会で何かを決めるとき、正会員は誰もが平等に扱われます。

- 2 どうしても総会に出席できない正会員は、総会が開かれる前に、養成か反対かを紙に書いてだすことができます(このことを「書面表決」といいます)。また、総会に出席する他の正会員に自分の代わりに意見を表してもらうことを、紙に書いて出すことができます(このことを「委任表決」といいます)。
- 3 書面表決及び委任表決をした正会員は、出席した人と同じにします。
- 4 総会で何かを決めるときに、その内容について特別に、損や得があるような正会員(特別な利害関係がある人)は、その決定に参加できません。

ぎじるく (議事録)

だい じょう そうかい 第29条 総会をしたときは、次のことを書いた議事録を作らなければいけません。

- (1)総会を開いた日時と場所
- せいかいいんぜんいん かず しゅっせき にんずう ぜんじょうだい こう か しょめんひょうけつ (2) 正会員全員の数とそのうち出席した人数(また、前条第2項で書いてあるように、書面表決また いにんひょうけつ かいいん ばあい にんずう は委任表決をした会員がいた場合のそれぞれの人数)
- (3) 話し合うことがら(審議事項)
- (4) 話し合いの内容と決まったことがら
- (5) 議事録の内容が間違っていないか確認する人(議事録署名人)を選んだ方法と結果について きょうかい しゅっせき せいかいか 2 その総会に出席した正会員のなかから議事録署 4 人が議事録 2 その総会に出席した正会員のなかから議事録 3 とうくしょめいにんふたりいじょう えら ぎょうき きょう くしょめいにん まちが の内容を確認し、間違っていないことが分かったら、自分の名前を書き、印鑑を押します。

だいろくしょう りじかい 第六章 理事会について

(理事会に参加する人)

だい じょう りじかい りじ あっ 第30条 理事会は、理事が集まって、話し合います。

(理事会ですること)

#31条 理事会では、次のことを決めます。

- (1) 総会で、決められた活動の進め方
- (2)総会で話し合う内容を決めること
- (3)活動計画や法人で使うお金の予定を変更すること
- (4) お金の使い方を決めること
- (5) 会費の額の提案
- (6) そのほか、総会で決める必要がないことについて決めること

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次のときに開きます。

- (1) 理事長が、必要と認めたとき
- (2) 理事のうち3分の1以上の人が、理事会を開きたいと、紙に書いて求めたとき
- (3) 監事が、理事会を開くよう求めたとき(第15条第4項第5号の規定による)

(理事会の開催の案内)

だい じょう りじかい りじちょう あんない だ りじ あつ ひら 第33条 理事会は、理事長が案内を出して、理事を集め、開きます。

- 2 前条第2号及び第3号の場合で理事会をするとき、開きたいと求めた日から30日以内に、理事長は、 理事会を開かなければいけません。
- 3 理事会の開催の案内には、いつどこで開くかということ、なにを話し合いたいかということとなにを決めたいかということを書いて、遅くても、1週間前には、理事に届くようにしないといけません。

ぎちょう (議長)

だい じょう りじかい ぎちょう りじちょう りじちょう き ひと 第34条 理事会の議長は、理事長か、または理事長が決めた人がすることにします。

(理事会での決め方)

第35条 理事会で何かを決めるときは、出席した理事のうち、半分を超える人が賛成した方の意見に決まります。 登録 と反対 が同じ数の時は、もう一度話し合ったあとに決め直しますが、どうしても決まらなければ議長が決めた方にします。

(そのほか理事会のこと)

第36条 理事会でなにかを決めるとき、理事は誰もが平等に扱われます。

- 2 どうしても理事会に出席できない理事は、理事会が開かれる前に、賛成か反対かを紙に書いてだすことができます(このことを「書面表決」といいます)。
- 3 書面表決をした理事は、出席した人と同じにします。
- 4 理事会で何かを決めるときに、その内容について特別に、損や得があるような理事(特別な利害関係がある人)は、その決定に参加できません。

ぎじるく (議事録)

だい しょう りじかい ひら 第37条 理事会を開いたときは次のことを書いた議事録を作らなければいけません。

- (1) 理事会を開いた日時と場所
- (2) 理事全員の数とそのうち出席した人数と名前(また、第36条第2項に書いたように、書面表決を した理事がいる場合のそれぞれの人数)
- (3) 話し合うことがら(審議事項)
- (4) 話し合いの内容と決まったことがら
- まじるく ないょう まちが かくにん ひと ぎじろくしょめいにん えら ほうほう けっか (5) 議事録の内容が間違っていないか確認する人(議事録署名人)を選んだ方法と結果について
- 2 その理事会に出席した理事のなかから議事録署名人以上を選び、議長と議事録署名人が議事録の内容を確認し、間違っていないことが分かったら、自分の名前を書き、印鑑を押します。

だいななしょう しきんおよ かいけい ほうじん かつどう かね しなもの しきん と あつか 第七章 資産及び会計(法人が活動するためのお金や品物(資産)とその取り扱いについて)

(法人が活動するためのお金や品物)

だい じょう ほうじん も 第38条 この法人の持っているお金や品物(「資産」といいます)については、次のとおりです。

- (1) 法人を始めるときの財産目録に書いてある資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付されたお金や品物
- (4) 法人の事業によって得た収入
- (5) 財産を持っていることで生まれた利子などの収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

だい にょう にうじん しきん とくていひぇいりかつどう かかわ じぎょう かん しきんおょ た じぎょう かん ちゅう この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及び、その他の事業に関する資産の2種類とします。

(法人のお金や品物の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理します。どのように管理するかは、総会で決めて、理事長が 別に定めます。

(会計の決まりごと)

だい じょう ほうじん かいけい ほうだい じょうかくこう か き 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に書いてある決まりごとにならって行います。

(会計の区分)

だい にょう ほうじん かいけい とくていひぇいりかっとう かかわ じぎょう かん かいけいおょ た にぎょう かん 第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及び、その他の事業に関する 会計の2種類とします。

(法人の活動計画やそのためのお金の予定(予算)、および予算が決められないとき(暫定予算))

(法人の活動計画やそのためのお金の予定(予算)、および予算が決められないとき(暫定予算))

(第43条 この法人の活動計画やそのために使うお金の予定(予算)については、理事会で話し合い、

(※会で決めます。

2 第1項の規定に関係なく、やむをえない理由によって予算が決められない時は、理事長は理事会の けってい 予算成立の日まで前の事業年度の予算にそって、収入支出をすることができます。 (暫定予算)

(予備費について)

- だい しょう この法人の予算の中に、足りなくなったら使うためのお金(予備費)を用意しておくことができます。
- 2 もし、お金が足りなくなって予備費を使いたい場合は、理事会で話し合って決めなければいけません。

(予算を増やしたり変えたりすることについて)

第45条 年度の途中で、どうしても予算を変えなくてはいけないときには、増やしたり内容を変えたりできます。その場合、理事会で話し合って、予算を変えることを決めなければいけません。

(活動の報告とお金をどう使ったかの報告など)

- 第46条 この法人の活動の結果については、一年ごとに、できるだけ早く、理事長が次のような報告書を 作らなくてはいけません。
 - (1) 事業報告書 どういう活動をしたかの報告
 - (2) 活動計算書 どういう収入があり、どういう支出があったのかの報告
 - (3)貸借対照表 法人の資産と負債(借金)の様子をまとめたもの
 - (4) 財産目録 法人の持っている財産を一覧にしたもの
 - (5) その他 (理事会が必要と認めた書類)
- 2 これらの報告書は、監事に見てもらい、さらに総会で内容に間違いがないことを認めてもらわなければ いけません。

かつどう 〈 ぎ じぎょうねん ど (活動の区切り(事業年度))

第47条 この法人が活動をする一年ごとの区切り(年度)は、毎年4月1日に始まって、次の年の3月31 日に終わります。

だいはちしょう ていかん へんこう かいさんおよ がっぺい ほうじん だいじ ゃくそく へんこう 第八章 定款の変更、解散及び合併(法人の大事な約束の変更など)

(定款を変えるとき)

第48条 この法人が、この法人の定款を変えたいときは、総会に出席した正会員の中で、3分の2以上の人が賛成しないと変えられません。また、法第25条第3項に決められていることがらについてはいりませんが、そのほかのことについて変えたいときは愛知県知事の認証(内容が適当であることの確認)をしてもらわなければいけません。

(解散)

だい じょう ほうじん つぎ あ かいさん 第49条 この法人は、次に当てはまるときは解散します。

- (1) 総会で決まったとき
- (2) 目的とする特定非営利活動についての事業ができる見通しがなくなったとき
- (3) 正会員がたくさん減って、法律で決められた会員の数に足りなくなったとき
- (4) 合併(他の特定非営利活動法人と一緒にやっていくことになったとき)
- (5) 破産(借金が増えたりしてお金のやりくりがつかなくなって、裁判所に手続きをして破産宣告されたとき)
- (6)愛知県知事から設立の認証を取り消されたとき
- 3 目的とする特定非営利活動についての事業ができる見通しがなくなったという理由で、法人が解散するときは、愛知県知事の認定(内容が適当であることの確認)をしてもらわなければいけません。

(解散するときに残っているお金や品物をど**う**するか)

第50条 この法人が解散するときに、この法人で使うつもりだったお金や品があるときは、法第11条 50条 第3項に決められていることに従い、解散を決める総会で決めた相手に譲ります。

がっぺい た ほうじん いっしょ (合併(他の法人と一緒になること))

第51条 この法人が他の特定非営利活動法人と一緒になろう(合併)とするときは、総会を開き、このとき 出席した正会員のうち4分の3以上の人が賛成した後、愛知県知事に認証(内容が適当であることの確認)をしてもらえば、合併できます。

だいきゅうしょう こうこく ほうほう 第九章 公告の方法

こうこく (公告)

だい にょう ほうじん こうこく けいじば かんぽう 第52条 この法人の公告は、掲示場と官報でします。

だいじゅうしょう ぎっそく 第十章 雑則(その他の決まりごと)

(細則(定款についての細かい決まり))

が利

- 1 この定款は、この法人が正式にできた日(成立の日)から使います。
- 2 この法人ができたときの最初の役員は、次に書いた人たちです。

理事長 藤井大川

- 3 この法人ができたときの役員の任期は、第16条第1項とは関係なく、法人ができた日から2007年6 が3 この法人ができたときの役員の任期は、第16条第1項とは関係なく、法人ができた日から2007年6
- 4 この法人ができたときの事業計画や予算は、第43条とは関係なく、設立総会で決めたとおりとします。
- 5 この法人が作られた最初の事業年度は第47条とは関係なく、法人ができた日から2006年3月31 日までとします。
- 6 この法人ができた最初の年会費は、第8条とは関係なく、次に書いた額とします。入会金はありません。
 - (1) 正会員年会費 個人 一口 3,000円 団体 一口 10,000円
 - きんじょかいいんねんかいり こじん ひとくち えん だんだい ひとくち えん (2) 賛助会員年会費 個人 一口 3,000円 団体 一口 10,000円
- 7 この定款は、2011年11月8日に改正し、愛知県知事の定款変更の認証を受けた後に効力を発します。
- 8 この定款は、2013年6月18日に改正し、愛知県知事の定款変更の認証を受けた後に効力を発します。